

# 議会報告

## 令和7年第3回定例会

令和7年伊万里市議会第3回定例会が、9月1日から10月10日まで開かれました。今回の定例会では、条例議案6件、一般議案1件、決算議案7件、予算議案5件、諮問5件、報告4件の審議、また一般市政に対する質問などが行われました。

審議の結果、提出議案は原案のとおり可決、認定、異議ない旨答申されました。主な内容は次のとおりです。

### 条例議案

■産業廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境の保全に関する条例

産業廃棄物処理施設の設置等が関係住民等の理解のもとに行われるよう、設置等に関する計画の公表、関係住民等の意見聴取など、必要な事項を定めるために制定したものです。

■市営駐車場条例の一部を改正する条例

伊万里駅前ロータリーの改修等に伴い、駅前広場駐車場を廃止するために改正したものです。

■大規模集客施設制限地区内に

おける建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

国見台公園地区を特別用途地区に指定し、国見台公園地区内において公園施設等以外の建築物の建築を制限するために改正したものです。

■市立学校設置条例の一部を改正する条例

令和9年4月1日に山代東小学校及び山代西小学校を統合し、新たに山代小学校を設置するために改正したものです。

### 一般議案

■財産の取得

庁内用パソコンを更新することに伴い、マイクロソフトオフィスライセンスを取得するものです。

### 決算議案

■決算認定（7件）

令和6年度一般会計決算、特別会計決算3件、企業会計決算3件の認定を受けたものです。

### 予算議案

■令和7年度一般会計補正予算（第6・7号）

一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ9億8897万5000円を追加し、補正後の予算総額は、358億3331万3000円となりました。

※歳出補正の主なもの

▽地域づくり推進事業

61万円

▽MIRAI子育て応援事業

327万円

▽麦・大豆生産技術向上事業

2084万円

▽伊万里駅周辺施設改修事業

6105万円

▽小学校管理事業

4634万円

### 諮問

■人権擁護委員候補者の推薦（5件）

委員 松本裕史氏、梶原敏雄氏、福地佳野氏、松尾ふき子氏及び高木和之氏の任期がそれぞれ12月31日で満了することに伴い、福地氏、松尾氏及び高木氏を再推薦するとともに、新たに中島康子氏及び吉野憲治氏を推薦したものです。

### 決議

■特別委員会設置に関する決議

決算審査特別委員会が設置されました。構成は左表のとおりです。

### 意見書

■廃棄物最終処分場建設計画に対する慎重な対応を求める意見書

佐賀県に提出されることになりました。

### 一般市政に対する質問

市政に関する諸問題について、12人の議員から23項目の質問がありました。

## 令和6年度 決算審査特別委員会

（敬称略）

（委員長）加藤 奈津実  
（副委員長）井手 勲

|        |        |
|--------|--------|
| 金原 晋作  | 西田 晃一郎 |
| 林 博幸   | 山口 常人  |
| 塚本 博幸  | 前田 邦幸  |
| 力武 英一郎 | 松尾 真介  |
| 木寺 智子  | 香月 孝夫  |
| 川添 智徳  | 梶山 太   |
| 児玉 不二子 | 前田 久年  |
| 松尾 伸人  | 盛 泰子   |



## 第 72 回 市内一周駅伝競走大会



昨年の 1 区スタート直後の様子

**11 月 30 日 (日)**

**午前 8 時 45 分～**

### MR 浦ノ崎駅前スタート！

山代町の MR 浦ノ崎駅前をスタートし、市役所玄関前にゴールする市内 58.6 km のコースを、旧南波多梨選果場など途中に 3 つの再スタート地点を設け 14 区間で結びます。

各町の期待を背負い 1 本のたすきをつなぎ、懸命に力走する選手たちに温かい声援をお願いします。

なお、コース周辺では一時的な交通渋滞が予想されますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

● 問合せ スポーツ課スポーツ振興係  
(☎ 23-3187)

| 走行<br>行 | 区 間                       |                    | 距離<br>(km) | 通過予定<br>時 刻 |
|---------|---------------------------|--------------------|------------|-------------|
|         | 自                         | 至                  |            |             |
| 1       | 浦ノ崎駅前                     | 久原駅前               | 3.3        | 8 : 45      |
|         | 40歳以上区間                   |                    |            |             |
| 2       | 久原駅前                      | 東山代小学校前            | 4.6        | 8 : 56      |
| 3       | 東山代小学校前                   | 山下薬局松島店前           | 5.3        | 9 : 13      |
| 4       | 山下薬局松島店前<br>〔再スタート〕       | 木須東ライスセンター前        | 1.7        | 9 : 45      |
|         | 女性区間                      |                    |            |             |
| 5       | 木須東ライスセンター前               | 伊万里湾カブトガニの館前       | 1.2        | 9 : 51      |
|         | 小学生区間                     |                    |            |             |
| 6       | 伊万里湾カブトガニの館前              | 瀬戸駐在所前             | 1.0        | 9 : 54      |
|         | 小学生区間                     |                    |            |             |
| 7       | 瀬戸駐在所前                    | 有限会社市安前            | 3.8        | 9 : 57      |
| 8       | 有限会社市安前                   | 波多津コミュニティ<br>センター前 | 6.6        | 10 : 12     |
| 9       | 波多津コミュニティ<br>センター前〔再スタート〕 | 中山神社前              | 4.9        | 10 : 50     |
| 10      | 中山神社前                     | 旧南波多梨選果場内          | 7.7        | 11 : 07     |
| 11      | 旧南波多梨選果場前<br>〔再スタート〕      | 四季の里大川前            | 6.0        | 11 : 50     |
| 12      | 四季の里大川前                   | 旧 J A伊万里松浦支所前      | 5.0        | 12 : 06     |
| 13      | 旧 J A伊万里松浦支所前             | 中島重機開発前            | 4.9        | 12 : 25     |
| 14      | 中島重機開発前                   | 市役所前               | 2.6        | 12 : 44     |

## 11 月は『オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン』期間です

● 問合せ こども家庭センターこども家庭相談係 (☎ 23-2183)

こども家庭庁は、11 月を『秋のこどもまんなか月間』と定め、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施しています。

体罰にならない子育てをしていくために、一緒に学んでいきましょう。

子どもが自分の気持ちを伝えられるよう、日頃から丁寧なコミュニケーションを心がけましょう。その積み重ねが、子どもの健やかな成長につながります。

▷ しつけ 子どもが自分で考え、社会性を身につけられるよう支える行為。手本を見せたり、対話を通して導くことが大切です。

▷ 体 罰 子どもに苦痛や不快感を与える行為で、法律で禁止されています。

### ● 困っている子どもを見かけたら

虐待かもしれないと思ったときは、迷わず相談してください。

▷ 児童相談所全国共通ダイヤル『189 (いちばやく)』

近くの児童相談所につながります (通話料無料)。

▷ 佐賀県北部児童相談所 (☎ 0955-73-1141)

伊万里市を管轄している児童相談所です。

▷ こども家庭相談係 (☎ 23-2183)

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※祝日は除きます。

市ホームページ→



こども家庭庁ホームページ→



## 令和8年度 保育園などの入園申し込みを受け付けます

● 問合せ 子育て支援課保育係 (☎ 23-2174)

### 保育園、認定こども園、小規模・事業所内保育事業所（2号・3号認定）

● 対象者

保護者の仕事や病気などのために、保育を必要とする乳幼児で、在園児で継続して入園を希望する場合も、申し込みが必要です。『家事都合や下の子の育児』『小学校入学準備』『集団生活への適応などのため』などの理由は、対象になりませんので、その場合は、一時預かりなどの制度を利用してください。

● 申込書配布開始

11月10日（月）

申込書と関係書類は、各園・事業所・子育て支援課保育係で配布します。

● 申込先

第1希望の園・事業所

都合で市外の保育園などに入園を希望する人は、子育て支援課保育係に申し込んでください。

● 受付期間

12月1日（月）～10日（水）（土・日曜日は除く）

12月11日（木）以降は、子育て支援課保育係で受け付けます（土・日曜日、祝日は除く）。

なお、期間内に提出した人を先行して入園の調整をします。



### 幼稚園、認定こども園（1号認定）

● 対象者 令和2年4月2日～令和5年4月1日生まれの幼児

● 申込先 第1希望の園

申込書と関係書類は、各園で配布します。

● 受付期間 園ごとに異なりますので、直接、園に問い合わせてください。



市内の保育園・事業所、幼稚園の一覧など、詳しくは、市ホームページで確認してください。→



## 令和8年度 留守家庭児童クラブの利用申し込みを受け付けます

● 問合せ 教育総務課留守家庭児童クラブ係 (☎ 23-2125)

● 対象者

保護者が仕事などのために家庭にいない、小学校1年生から6年生までの児童で、現在、児童クラブを利用している児童も、申し込みが必要です。『仕事を探すため』などの理由は対象になりません。

● 申込書配布開始

11月7日（金）

申込書は、各児童クラブ、教育総務課で配布します。

● 申込先

各児童クラブ

● 受付期間

11月14日（金）～12月5日（金）

日曜日・祝日は除きます。土曜日は実施している児童クラブのみ受け付けます。

● 申込書配布・受付時間

▷月曜日から金曜日まで 午後2時～午後6時

▷土曜日 午前8時～午後6時

土曜日に提出するときは、事前に児童クラブに連絡してください。

留守家庭児童クラブの開設場所など、詳しくは、市ホームページで確認してください。→



## いいひ いいひ 11月11日は『介護の日』です ～いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう～

● 問合せ先 地域包括支援センター包括支援係（☎ 23-2122）

『介護の日』は、介護に関する理解と認識を深めるとともに、介護サービスの利用者やその家族、介護従事者などを支援し、地域社会における支え合いや交流を促進することを目的に、国が定めた日です。

介護の日に併せて、伊万里地区のケアマネジャーが無料の相談会を実施します。「介護保険を利用したいがどうしたらいいか」「デイサービスに通うにはどうしたらいいか」など介護に関することや健康相談など、気軽に相談してください。

### ■ 介護の日無料相談会

● 日 時 11月11日（火） 午前10時～午後4時

● 場 所 A コープいまり店・ファインズ TAKEDA

※各店舗の入り口付近で実施します。



毎日、あったか介護  
ありがとう

## 福祉緊急通報システムを貸与しています

● 問合せ先 長寿社会課高齢福祉・介護認定係（☎ 23-2162）

市は、ひとり暮らしの高齢者などが自宅で体調を崩したり、けがをしたりしたときに、簡単に通報できる『緊急通報機器』を貸与しています。

通報を受けると、ガードマンが駆け付けるほか、親族への連絡も行います。

また、あらかじめ持病やかかりつけ病院などを登録しておくことで、緊急搬送時には速やかに救急隊員に引き継ぐことができます。さらに、年4回の安否確認のほか、健康相談は、いつでも利用することができます。

### ● 対象になる人

前年分所得税が非課税世帯の市民であることが条件で、次のいずれかに該当する人

▷ おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、慢性疾患があるなど日常生活で注意が必要な人

▷ 18歳以上のひとり暮らしで、身体障がい者手帳1級または2級の外出が難しい人

▷ おおむね65歳以上の高齢者のみ世帯で、全員に慢性疾患があるなど日常生活で注意が必要な世帯

### ● 機器の種類

緊急通報機器は『コントローラー』と付属の『ペンダント』のセットで、コントローラーには次の2種類があります。

▷ 電話回線を利用するシステム

→ 電話回線（固定電話）がある世帯で利用できます。

▷ 通信回線を内蔵したシステム

→ 電話回線（固定電話）がない世帯でも利用できます。

【コントローラー】



【ペンダント】



### ● 設置と対応方法

緊急通報機器は、ALSOK（アルソック）が訪問して設置します。また、緊急事態への対応のため、ALSOKが『預かり鍵（スペアキー）』を預かり、管理します。

### ● 利用料

| 年金収入とそのほかの所得の合計 | 電話回線を利用するシステム | 通信回線を内蔵したシステム |
|-----------------|---------------|---------------|
| 120万円未満         | 300円/月        | 1,300円/月      |
| 120万円以上         | 900円/月        | 1,900円/月      |



## 認知症高齢者等あんしん登録事業を利用しましょう

行方不明になる恐れがある、認知症高齢者や障がい者（児童を含む）の情報を市に登録することで、もし、行方不明になったときに、市が登録情報をもとに関係機関と連携し、警察の捜索活動に協力します。

### ● 登録できる人

外出先で行方不明になるおそれがある市民で、次のいずれかに該当する人

- ▷ 認知症高齢者（若年性認知症を発症した人を含む）
- ▷ 知的障がい者（児）、またはその疑いがある人
- ▷ 精神障がい者（児）（発達障がいの人を含む）またはその疑いがある人

※施設に入所または医療機関に入院している人は除きます。

### ● 登録方法

『あんしん見守りネットワーク票』と写真を提出してください。

### ● 登録者が行方不明になった場合

①警察署で『捜索願』の手続きをする。

②登録していることを警察署に伝える。

※②のあと、警察署から市に連絡があり、市は登録情報をもとに関係機関と連携し、捜索に協力します。

### ● 問合せ先

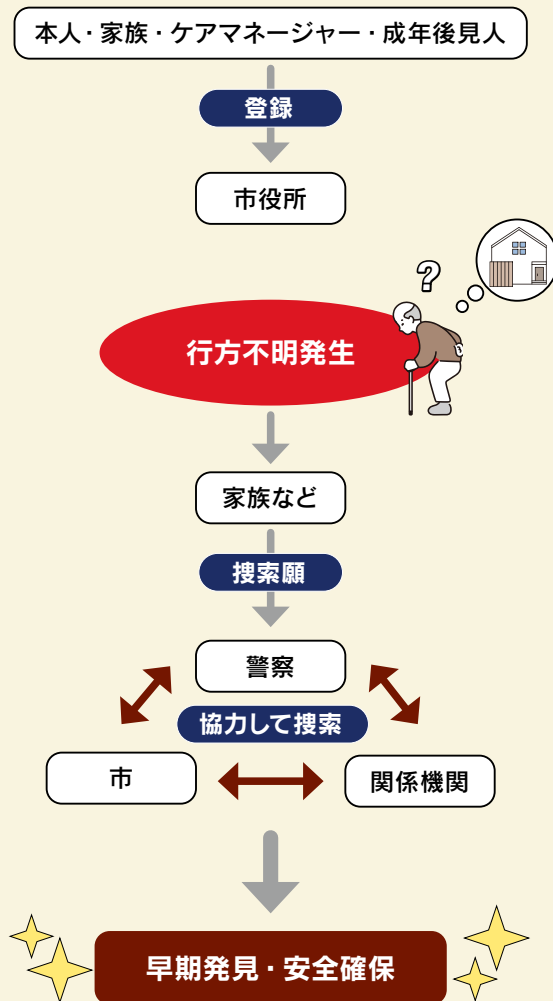
▷ 認知症高齢者について

地域包括支援センター包括支援係（☎ 23-2122）

▷ 障がい者（児）について

福祉課障がい福祉係（☎ 23-2156）

### 認知症高齢者等あんしん登録事業



## 認知症高齢者等損害保険加入事業を利用しましょう

認知症高齢者や障がい者（児）が、法律上の損害賠償責任を負う場合に備える保険です。

なお、保険料は市が全額負担します（自己負担はありません）。

### ● 加入できる人

次のいずれかに該当し、かつ①～③すべてに該当する人

- ▷ 認知症高齢者で『日常生活自立度』がⅡ a 以上相当の人
- ▷ 療育手帳を持っている人
- ▷ 精神障がい者保健福祉手帳を持っている人

※ただし、障がいの状態が一定の条件を満たしている場合に限りです。

①『認知症高齢者等あんしん登録事業』に登録している人

②市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がない人

③ほかの同種の保険に加入していない人

### ● 保険が適用されるとき

- ▷ 日常生活で他人のものを壊したとき
- ▷ 自転車で走行中に歩行者にぶつかり、けがをさせたとき
- ▷ 線路内に立ち入り、電車に接触し、鉄道会社に車両の損壊や遅延損害を与えたとき など

### ● 申込・問合せ先

▷ 認知症高齢者について

長寿社会課高齢福祉・介護認定係（☎ 23-2162）

▷ 障がい者（児）について

福祉課障がい福祉係（☎ 23-2156）

## 『高齢者虐待防止と早期発見』 ～高齢者の権利擁護～

● 問合せ先 地域包括支援センター包括支援係 (☎ 23-2122)

### ● 高齢者虐待とは

65歳以上の高齢者に対する養護者(※1)や養介護施設従事者等(※2)による、次のような行為を高齢者虐待といいます。

※1 養護者 高齢者を現に養護する家族、親族、同居人など

※2 養介護施設従事者等 介護サービス事業所や介護保険施設・老人福祉施設の職員など

#### 介護・世話の放棄

介護や世話を放棄するような行為

#### 身体的虐待

暴力などで身体に痛みを与える行為

#### 心理的虐待

高圧的な言葉や嫌がらせなどで精神的な苦痛を与える行為

#### 性的虐待

本人の合意がなく性的な行為を行うことやわいせつな行為

#### 経済的虐待

財産などの無断使用や本人が望む金銭の使用を理由なく制限する行為

### ● 高齢者虐待を防止するために

介護者の孤立や介護疲れから、虐待につながる場合があります。ひとりで抱え込まず相談してください。

また、高齢者虐待の防止・早期発見には、地域の皆さんの日頃からの見守りが必要です。「虐待かもしれない」と思ったら地域包括支援センターに相談してください。相談者の秘密は守られます。

## 成年後見制度を知っていますか

● 問合せ先 成年後見サポートセンター（伊万里市社会福祉協議会内）(☎ 22-3931)

認知症など、判断能力が不十分な人の権利を守るために成年後見制度があります。

### ● 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、不利益を受けないように支援する仕組みです。例えば、正しい判断ができずに不利な契約を結んだり、悪徳商法の被害に遭ったりすることを防ぎます。

家庭裁判所が選ぶ代理人を『成年後見人・保佐人・補助人』といい、財産管理や契約行為などを代理で行います。さらに、代理人は、定期的に本人の生活状況を確認するとともに、意思決定を支援し、本人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

### ● 成年後見制度の種類

成年後見制度には、判断能力が不十分になったときに備える『任意後見制度』と、すでに判断能力が不十分な場合に利用する『法定後見制度』があります。『法定後見制度』は、本人の判断能力の程度によって3つの類型（後見・保佐・補助）に分類されます。

### ● 成年後見制度に関する相談について

市は、市民センター1階の社会福祉協議会内に、成年後見制度の総合相談窓口として『成年後見サポートセンター』を設置し、成年後見制度についての相談や利用に向けた支援を行っています。

必要に応じて、関係機関と連携し、支援の充実を図っています。

住み慣れた町で安心した生活を送ることができるよう支援していきます。  
気軽に相談してください！



成年後見サポートセンターの  
井手さん(左)と大廻さん

## 11月15日～12月14日は『佐賀県障害者月間』です

● 問合せ 福祉課障がい福祉係 (☎ 23-2156)

佐賀県は、県民一人一人が互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指しています。その一環として、障がい者への理解を深めるため、国が定める『障害者週間（12月3日～9日）』を含む1か月間を『佐賀県障害者月間』と定めています。

### ● 市内の障がい者の状況

障がいは、さまざまな種類があり、外見からは分かりにくいものも多くあります。障がい者手帳は、視覚・聴覚障がいや肢体不自由、心臓や腎臓など内部機能の障がい対象の『身体障がい者手帳』、知的障がい対象の『療育手帳』、精神障がい対象の『精神障がい者保健福祉手帳』の3種類があります。市内の障がい者手帳所持者は、3月末現在で、延べ3,826人（身体2,545人、療育738人、精神543人）です。

### ● 特性に応じたコミュニケーション手段

4月1日に『伊万里市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例』が施行されました。例えば、聴覚障がいのある人には、手話や要約筆記、音声文字変換アプリなど、さまざまなコミュニケーション手段があります。障がいがある人もない人も安心して暮らすことができる社会のために、それぞれの特性に合った方法を理解し、互いにコミュニケーションをとることが大切です。

市は、毎月、広報紙や市ホームページで簡単な手話を紹介しているほか、手話奉仕員養成講座を毎年開催しています（令和7年度の募集は終了しています）。手話は耳の聞こえない人にとって欠かせない言語です。相互理解の第1歩として、一緒に手話を学んでみませんか。

### 困りごとを相談してみませんか

#### ◆ 障がい者生活支援センター

障がいのある人やその家族などから、困りごとや生活全般の相談を受けて、福祉サービスの情報提供を行うほか、関係機関につなぐなどの支援や障がい者虐待防止への対応を行います。

▷ 開設日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※ 祝日、年末年始（12月29日～令和8年1月3日）は除きます。

▷ 場所 市役所1階

▷ 問合せ ☎ 23-3512

#### ◆ 障がい者相談

障がい者の皆さんが身近なところで相談ができるように、市内に8人の相談員がいます。

相談は無料で、秘密は守られます。気軽に相談してください。

▷ 対象 身体障がい者、知的障がい者

▷ 日時 毎月第4木曜日、午前10時～午後3時

※ 祝日などにより、変更になる場合がありますので、開催日は、市ホームページで確認してください。

▷ 場所 市役所1階 第1面接室

## 山代小学校の校章デザインを募集します

山代東小学校と山代西小学校が統合され、令和9年4月に、現在の山代東小学校の場所に新しく『山代小学校』が開校します。そこで、山代小学校にふさわしい校章デザインを募集します。皆さん、ぜひ応募してください。

● 応募資格 どなたでも、ひとり何点でも応募できます。  
応募用紙は、1点につき1枚です。

● 応募方法 次のいずれかの方法で応募してください。

① 郵送 応募用紙に必要事項を記入し、郵送してください。  
応募用紙は学校教育課で受け取るか、市のホームページからダウンロードしてください。

② 応募フォーム

市ホームページ上の応募フォームから応募してください。

市ホームページ→



● 応募期限 12月24日（水）  
郵送の場合は、当日消印有効です。

● 留意事項 必ず応募要領を確認してください。

● 応募・問合せ 〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1  
伊万里市教育委員会 学校教育課 (☎ 23-3185)

現在の校章



山代東小学校



山代西小学校

## 11月12日～25日は『女性に対する暴力をなくす運動』期間です

● 問合せ 企画政策課男女協働・婚活応援係 (☎ 23-2115)

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。中でも、配偶者などからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど『女性に対する暴力』は、女性の人権を著しく侵害するものです。

この運動をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力がない社会を目指しましょう。

### DV (ドメスティック・バイオレンス) とは

DVとは、配偶者やパートナーなどからの暴力のことです。交際相手からの暴力のことでは『デートDV』といいます。高校生や大学生のカップルの間でもDVは起きています。

#### 身体的なもの

- ・ 殴る、たたく、蹴る
- ・ 首を絞める、突き飛ばす
- ・ 物を投げつける
- ・ 髪を引っ張る
- ・ 刃物など凶器を突きつける

#### 精神的なもの

- ・ 大声でどなる
- ・ 何を言っても無視する
- ・ メールなどをチェックする
- ・ 行動や友人との付き合いを制限する
- ・ 子どもに危害を加えると脅す

#### 性的なもの

- ・ 性行為を強要する
- ・ 避妊に協力しない
- ・ 妊娠や中絶を強要する

#### 経済的なもの

- ・ 生活費を渡さない
- ・ 家計の管理を独占する
- ・ お金の使い道を細かく報告させる
- ・ 勝手に借金をし続ける

#### あなたへの影響

けがなどの身体への影響だけでなく、恐怖感やストレスなどから無気力やうつ状態、PTSD (※) 発症など、精神的な影響もあります。

#### 子どもへの影響

子どもが親の暴力を目撃することは、大きなストレスになり、子どもの心身への影響が心配されます。

### 伊万里市女性相談

- 相談時間 午前9時～午後4時  
※ 祝日、年末年始は除く
- 相談日・連絡先  
▷ 月・水・金曜日 (☎ 22-6763)  
▷ 火・木曜日 (☎ 090-2858-3520)  
※ 祝日、年末年始は除く

### 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み

- ◆ 市のホームページでさまざまな相談窓口を紹介しています。↓  

- ◆ DV根絶!をめざして!パネル展  
▷ 期間 11月14日(金)～27日(木)  
▷ 場所 市役所市民ロビー
- ◆ パープルライトアップ協力事業所  
▷ 伊万里ケーブルテレビビジョン株式会社  
▷ ひまわり薬局  
▷ 株式会社くすきの杜

(※) PTSD (心的外傷後ストレス障がい) 命の危険など強い恐怖体験の記憶がよみがえり、不安や緊張、現実感の喪失などが続く状態のことです。



### 地域おこし協力隊活動レポート

#### (川内野地区) ①

はじめまして! 10月から地域おこし協力隊として着任しました、村上華海(はなみ)です。

大阪出身で、母の実家がある佐賀には子どもの頃から親しみがあり、このたびご縁をいただいて伊万里市で地域おこし協力隊として活動することになりました。

新大阪で生まれ育ち、家の近くにはコンビニやカフェがいくつもあり『徒歩5分でなんでもそろうのが当たり前』の生活でした。

そんな生活から一転、山あいの川内野での暮らしへ。

聞こえてくる虫の声や、朝の澄んだ空気に、毎日、全身の細胞が喜ぶような幸せを感じています!

もともと自然の中で人と関わるのが好きで、富士山の山小屋で働いていたこともあります。

川内野では、地域の皆さんに本当にあたたかく迎えていただき、今ではすっかり「はなちゃん」と呼んでもらっています。

これからは、伊万里・川内野の美しい景色や人の魅力を『ゆるりと』感じながら、この地ならではの豊かさをお届けしていきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします!



## ヒートショックに注意しましょう

だんだんと寒くなってくるこの季節に注意したいのが『ヒートショック』です。

ヒートショックとは、暖かい場所と寒い場所を行き来することで、血圧が激しく変動して、体に大きな負担がかかり、その結果、脳梗塞や心筋梗塞などを引き起こしてしまうことをいいます。

暖房をつける部屋とつけない場所の温度差をできるだけ小さくし、ヒートショックを引き起こさないようにするために、右にまとめたポイントに注意してください。

お風呂に入る前には、家族に一言声をかけるのも重要です。いつもよりお風呂の時間が長ければ、家族は声をかけに行きましょう。

また、日本気象協会と東京ガスの2社が共同して開発した『ヒートショック予報』を活用しましょう。10月から3月まで提供されています。

● 問合先 伊万里消防署救急係 (☎ 22-2118)

### ヒートショック予防のポイント

- ①脱衣所や浴室はできるだけ暖めておくこと
- ②入浴前後に水分補給をしておくこと（アルコールは水分補給になりません）
- ③浴槽に入るときには、かけ湯をすること
- ④湯温は41℃以下に設定、つかる時間は10分を目安にすること
- ⑤急に立ち上がったりしないこと
- ⑥食後すぐや飲酒後、医薬品服用後に入浴しないこと



↑ 寄付の感謝状を贈呈された北田さん（左から2人目）

北田さんは国見中学校の出身で、昨年に続き今回が2度目の寄付でした。「今回は、中学校の教育に加えて、市民図書館の30周年にも貢献したいと思い寄付をした。故郷の子どもたちがすくすく育つような環境づくりに役立ててもらえたらうれしい」と話しました。

### 北田さんが教育振興奨励基金に寄付



↑ 寄付の感謝状を贈呈された川口代表取締役社長（中央）

10月9日、智洋水産株式会社の川口智洋代表取締役社長が、教育振興奨励基金に100万円を寄付したことを受け、松本定教育長が感謝状を贈呈し、謝意を表しました。

### 智洋水産が教育振興奨励基金に寄付

ご寄付  
ありがとうございました

次の方からご寄付をいただきました。

厚くお礼申し上げます。

※9月1日～30日受付分

（敬称略、希望者のみ掲載）

#### 《教育振興奨励基金》

▼100万円

故藤岡富子（旧姓川久保）  
（大阪府堺市）

▼100万円

智洋水産株式会社 代表  
取締役社長 川口 智洋  
（脇田町）

▼は篤志寄付です。



# Focus On IMARI

Instagram

で伊万里の写真を投稿してみませんか。

広報伊万里で紹介します。皆さんの投稿をお待ちしています！

応募方法はここから →

